

「障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例(仮称)及び施行規則の素案」に対する県民意見等と徳島県の考え方

「障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例(仮称)及び施行規則の素案」に対するオープンとくしま・パブリックコメントを実施した結果、13名の方から50件のご意見が寄せられました。寄せられたご意見に対する徳島県の考え方等は、次のとおりです。

意見募集期間：平成27年9月16日(水)から平成27年10月15日(木)まで

No.	ご意見の趣旨	県の考え方
1	救急車、消防車、警察をメールで呼べるようにしてほしい。FAXではいざという時に実際に呼べない。	警察においては、事件・事故などに遭ったとき、携帯電話の文字による対話で警察へ通報する「対話式メール110番」を運用しています。御意見については、今後の施策を進める上で参考とさせていただきます。
2	時間外や休日に急に病気になって病院に行きたい時に、電話ができなくて病院探しに困る。メールで病院を問い合わせることができるシステムを作してほしい。	御意見については、今後の施策を進める上で参考とさせていただきます。
3	市町村の福祉機器支援の内容が時代に合っていないので、見直してほしい。	御意見については、機会を捉え、市町村にお伝えします。
4	常時、手話通訳者を配置し、カルチャースクールの講座に気軽に参加できるようにしてほしい。	御意見については、今後の施策を進める上で参考とさせていただきます。
5	障がい者交流プラザの予約は障がい者が使いやすいように、優先的に予約できるようにしてほしい。	障がい者交流センターの研修室等については、多くの皆様に御利用いただき、なかなか予約ができない状況と、指定管理者より聞いております。 県では、平成26年4月より、障がいのある方については利用しようとする日の1年前より、障がいのある方以外については利用しようとする日の6ヶ月前から予約できるように改定し、障がいのある方が優先的に利用できるようしております。今後も障がいのある方の活動と交流の拠点として、一人でも多くの方に利用していただけるよう努めてまいります。
6	交流プラザの中にあるビデオライブラリーを全部DVDにしてほしい。ビデオデッキがないので見ることができない。	新しい作品については、DVDで対応をしております。また、過去の作品でビデオテープによるものについても、著作権の処理をし

7	<p>パラリンピックと同じようにデフリンピックも支援してほしい。</p>	<p>ながら順次DVD化をしております。</p> <p>県では、昨年より「徳島県パラリンピック等選手育成強化支援事業」を実施し、県内在住又は県出身の方で、障がい者スポーツに取組み、将来パラリンピック及びデフリンピックへの参加が期待できる選手及び団体について支援を行っているところです。今後も、パラリンピック同様、デフリンピックについても選手への支援を続けてまいります。</p>
8	<p>障がいの地位や権利状況、社会的立場などが恵まれないことが多い現実があるのに、そこを起点にしている感じがない。障がいのある人となない人が、同じレベルの立場に立っている前提の表現が目立つ。障がい者差別や基本的人権をはじめとした本来保障されるべき権利が現実損なわれていることを是正していこうとする施策が必要ではないか。</p>	<p>本条例では、障がいの権利を擁護するための施策として、差別や合理的配慮の提供について相談に応じる専門相談員の設置や、具体的な差別事案の解決のための助言・あっせんを行う調整委員会の設置などを規定することとしております。御意見については、今後の施策を進める上で参考とさせていただきます。</p>
9	<p>目的について、「権利擁護の促進等の基本的事項を定め、障がいのある人の社会参加等を促す。」とあるが、いきなり「社会参加」を持ち出すのではなく、その前に「障がいのある人がまず安心して暮らせてはじめて持てる能力を発揮し、その上で社会参加にチャレンジできる」のではないだろうか。</p>	<p>本条例では、障がいの自立と社会参加を一層促進するとともに、障がいの権利を擁護するため、差別や合理的配慮の提供について相談に応じる専門相談員の設置や、具体的な差別事案の解決のための助言・あっせんを行う調整委員会の設置などを規定し「障がいのある人が安心して暮らせる」社会を実現して参りたいと考えております。</p>
10	<p>基本理念について、「全ての障がいのある人が、社会構成の一員として、自らの意思によりあらゆる分野の活動に参加し、互いに支え合い安心して暮らす」とあるが、「安心して暮らすこと」が先にあり、その上で社会に向かって自身を広げ、「社会参加に足を踏み入れることができる」のではないか。まだ障がい者はマイノリティとされ、マジョリティとの平等対等が実現していない今の社会では、障がい者が社会的弱者であることを明らかにふまえた条例である</p>	<p>本条例では、障がいの自立と社会参加を一層促進するとともに、障がいの権利を擁護するため、差別や合理的配慮の提供について相談に応じる専門相談員の設置や、具体的な差別事案の解決のための助言・あっせんを行う調整委員会の設置などを規定し「障がいのある人が安心して暮らせる」社会を実現して参りたいと考えております。</p>

<p>べきではないか。</p> <p>11 全ての障がい者が、障がいにより精神、身体、認知機能、コミュニケーション機能等のため、本人が求めたくても「求められない」場合が多々ある。また、その度合いは障がい者間でも異なる。「Ⅰ権利擁護の推進の②相談体制や③事案解決の仕組み」において、「障がいのある人等」は本人だけでなく、家族や支援者、専門職など、また一般的に代弁者と言われる本人に代わって権利擁護を申し立てる人なども「求めることができる」としなければ、実効性が損なわれるのではないか。</p> <p>また、特定相談、事案解決のための助言・あっせんについて、適正な指導・措置を行うことのできる権限があるものとして明記してほしい。</p> <p>さらに、万一相談等の場で不適切な取り扱いがなされた場合に、別途外部（第三者的）の苦情申し立て窓口の設置、明記してほしい。</p>	<p>助言又はあっせんについては、「差別等を受けた障がいのある人」だけではなく、「障がいのある人に対する差別等を発見した者」についても求めることができるよう、実効性が損なわれない規定といたします。</p> <p>助言又はあっせんに、正当な理由なく従わない場合には、知事による勧告ができることとしております。さらに、その勧告に正当な理由なく従わない場合には、公表することも可能となっており、助言又はあっせんの実効性を担保したいと考えております。</p>
<p>12 「Ⅱ地域における共生社会実現の取り組み ①情報の取得、コミュニケーションに対する支援」で「点字及び音声での情報提供の普及・・・」と、視覚と聴覚障がいについては特記されているが、他のコミュニケーション・伝達に齟齬のある障がい者が圧倒的に多いとわかってきた現在、例えば、“その他のさまざまなコミュニケーションの障がいにも理解と配慮の普及・施策”を盛り込むべきではないか。</p> <p>特に今研究や利用が進んでいる、最新のコミュニケーションツール～ICT（Information and Communication Technology）の活用に言及してほしい。近い将来に更に進んだユニバーサルデザインのツールとして広範囲に多用されるであろうICTツールの活用促進理念を是非とも盛り込んでほしい。</p> <p>また、「災害その他非常の事態の際、市</p>	<p>いわゆる情報支援機器を始め点字や音声以外の意思疎通手段についても、明記したいと考えております。</p> <p>災害時の情報提供についても、障がいの特性に応じた多様な対応が図られるよう情報提供手段を確保して参りたいと考えています。</p>

<p>ちょうそん れんけい たよう じょうほうていきょう しゅだん 町村と連携し、多様な情報提供の手段 を確保する」とあるが、「障がい者の障がい 特性とコミュニケーション能力・方法の 差異に応じた理解のもとに、多様な情報提 供の手段を確保する」と加えるべきではな いか。</p>	
<p>13 「③自立と社会参加」のところで「スポー ツ活動の振興」「文化芸術活動の充実」 「地域の場における活躍の場の充実」とあ るが、まず前提基盤となる「障がいの個性 に応じた自分らしい暮らしの充実」が掲げ られるべきではないか。 自分らしく強みを発揮して働けば自信を 取り戻せる大きな場でもある「就労」も触 れられておらず、「自立」を掲げているところ が全くないのではないか。</p>	<p>「スポーツ活動の振興」「文化芸術活動 の充実」「地域における活躍の場の充実」 などを通じ地域における共生社会を実現 することにより「障がいの個性に応じた自 分らしい暮らしの充実」ができるよう必要 な施策を講じて参りたいと考えています。 就労分野については「徳島県障がい者 の雇用の促進等に関する条例」を定め、障 がい者への就労支援に取り組んでいるところ です。また、本条例においても障がい 者就労施設等からの物品・役務を積極 的に調達することを明記し、障がい者の 福祉的就労について支援していきたいと 考えております。</p>
<p>14 「情報の取得、コミュニケーションに対 する支援」について、誰がどのように提供 するのかがわからない。また、次の事項が図 られるような条例にしてほしい。 ・情報機器についても、十分な支援を考 えれば、人的支援の活用が必要ではない か。 ・障がいのある人の障害特性に応じた多 様なコミュニケーション手段を確保し、 充実を図るようにする。 ・窓口には障がい特性に関する専門知識 を有する障がい当事者を含む外部有識 者を入れる。 ・障がい者の適切な意思表示のために、 コミュニケーション方法(手段の)の配慮 だけでなく、コミュニケーションを支援す る者の設置 ・点字及び音声での情報提供を行い、 障がい者から理解が得られない場合に</p>	<p>県が障がいのある人の情報の取得及び 意思疎通を支援していくとともに、県民や事 業者において、障がいの特性に応じた多 様な情報提供手段等が普及されるよう 努めて参ります。 御意見については、今後の施策を進める上 で参考とさせていただきます。</p>

<p>は、障がい当事者団体に意見を求めたり、相談するなど建設的な解決を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時も含めて、施設館内の放送など緊急情報を聞くことが難しい障がい者に対しては、電光ボードや電光掲示板などを活用し、館内の目につきやすい場所にわかりやすい表現で掲示する。 ・資料と手話もしくは文字通訳(要約筆記)を同時にみることができないので、障がい特性にあわせ介助員をつける配慮をしていく。 	
<p>15 「障がいのある人の移動の支援」について、盲ろう者のように常に介助員が必要な方にとっては、自宅であっても移動手段の支援が必要。24時間体制を視野に入れた施策を講じてほしい。</p>	<p>ご意見については、今後の施策を進める上で参考とさせていただきます。</p>
<p>16 「自立と社会参加」について、スポーツや芸術活動をしたくてもできない環境にある人の参加をどのように促すのか。コミュニケーション保障がされなければ障がい当事者の指導者の養成や資質向上はできないのではないかと。</p> <p>スポーツについて、障がいのある人となん人かともできるスポーツ活動することで相互理解が深まるのでしょうか。パラリンピック競技大会などでなく、しっかり「デフリンピック」と明記してほしい。</p> <p>自治会活動では、役割当番を聞こえないことを理由に飛ばされたりと偏見が多い。地域において障害理解を深められるような学習会を開催するなどの施策を講じてほしい。自主防災組織などに参加したくても、情報保障や情報提供がなされないと参加できない。県の活動なども障がい者の当事者団体などと契約し、災害時に情報を共有できるシステムを構築してほしい。</p>	<p>御指摘のとおり、スポーツや芸術活動をしたくてもできない、重度の障がいのある方等に対し、如何にその機会を提供又は参加を促していくかについて、今後の課題だと考えております。</p> <p>県としては、障がいのある人とない人が共にスポーツ活動等に取り組んでいくことで、相互理解が深まると考えており、パラリンピック出場選手に県内の各学校で講演を頂くとともに、小中高生と交流し、ご好評いただいております。また、デフリンピックについては、パラリンピックと同様に支援してまいります。</p> <p>地域においても障がい理解が深められるよう県民理解の促進をしっかりと行って参りたいと考えております。御意見については、今後の施策を進める上で参考とさせていただきます。</p>
<p>17 「県民理解の促進」について、学校教育の中で、障がい理解をすすめているが、「障がい者には、優しくしてあげる」「支援など</p>	<p>「全ての県民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を共有するかけがえのない個人として尊重される」という</p>

	<p>てだす たいしやう あつかい かた の手助けの対 象」であるような 扱い方を されてい ないか、 確認して 欲しい。</p>	<p>きほんりねん けんみんりかい そくしん まい 「基本理念」のもと、 県民理解を 促進して 参 ります。</p>
<p>18 物理的 情報バリアや抑圧的な価値観や へんけん しゃかいてきしやうへき こんなん 偏見などの社会的 障 壁によって 困難さを かん た ひと おな 感じている。他の人が できることが、同じよ うに できないことに 不公平さを 感じている。 その ような 思いを している 人が いることを 理 かい しゃかい か ひと 解し、「社会を 変えて いきたい」と 思うこと から 行動に つながる。 しょうがい こんなん かいしやう 障 害が 困難 ではない。 困難さを 解 消 でき る 社会 であれば 障 害は 障 害で なくなる ように してい く 条 例に して ほしい。</p>	<p>すべ けんみん しょう う む 「全ての 県民が、 障 がいの 有無にかかわ らず、 等しく 基本的人権を 共有する かけが えのない 個人として 尊重 される」という 「基本理念」のもと、 取り 組んで 参ります。 ごいけん こんご しさく すず うえ 御意見については、 今後の 施策を 進める上 で 参考と させて いただき ます。</p>	
<p>19 手話通訳を 依頼するには 手続きが 必要で たんじかん お ようけん たい ふつごう しょう 短時間で 終える 用件に 対しては 不都合が 生 びやういん ゆうびんきょく ぎんこうとうせつ ち じている。 病院、 郵便局、 銀行等 設置の しゅわつうやくしゃ せつち ぼしよ 手話通訳者が 設置されて いない 場所におい ては タブレットや スマートフォンを 利用し 遠 かくしゅわつうやく 隔手話通訳が できるように して ほしい。 手 わつうやくしゃぶそく かいしやう おも 話通訳者 不足の 解 消 になると 思う。</p>	<p>ごいけん こんご しさく すず うえ 御意見については、 今後の 施策を 進める上 で 参考と させて いただき ます。</p>	
<p>20 手話通訳を 依頼するには 現在FAXでの 申し こ ちゆうしん けいたいおよ 込みが 中心 となっている。 携帯及 スマ トフォンでの 対応が 可能になると 良いと思 う。</p>	<p>しゅわつうやく ほんいらい しょうかく 手話通訳の 派遣依頼 においては、 視 聴 覚 しょう しゃしえん うけつけ おこな 障 がい者 支援センターで 受付を 行 っ て います。 今年度より、 従 来の ファクシミリに 加 え、 視 聴 覚 障 がい者 支援センターの ホ ームページに「手話通訳者 派遣依頼 フォ ーム」を 設 け スマートフォン等 で 受け 付け られる よ う になり ました。 ぜ ひ 御 活 用 くだ さい。</p>	
<p>21 徳島県でも「危険」である ということ を 理 ゆう ちやうかくしやう しゃ りやう ことわ 由に、 聴 覚 障 がい者 の 利用を 「お断り」 じれい される 事例 がある。 つきそい が 居れば 受け入れ 可能 とのこと だ が、 その 費用等 は、 聴 覚 障 がい者 または 付 きそい 者が、 払う こと になり 利用を あきらめ て いるのが 現 状 である。 この 条 例が、 施行 けん しどう ばつきんせい とう されて も 県の 指導 や 罰金 制度等 が ないか ぎ り、「障 がいのある 人も ない人も 暮ら しやす とくしま じつげん むずか い徳島」の 実現は、 難 しいのではない か。</p>	<p>へいせい ねん がつ しょうがい りゆう さべつ 平成28年4月には「障 害を 理由 とする 差別 かいしやう すいしん かん ほうりつ しこう の 解 消 の 推 進に 関する 法律」が 施行 され、 じぎょうしや しょう りゆう 事 業 者 にお いては、 障 がいを 理由 とする さべつ きんし とうりてきは いりよ 差別が 禁止 されると ともに、 合理的 配慮 の ていきやう かん どりよくぎ む けん 提 供 につ いても 努力 義務 と され ます。 県 ほんじやうれい さべつ とうりてきは いりよ として は、 本 条 例 により 差別 や 合理的 配慮 ていきやう かん そうだんたいせい ととの の 提 供 に 関する 相 談 体制 を 整 える こと と かんけいしやかん ちやうせい じよげん して おり、 関係 者 間 の 調 整 や 助 言 ・ あつ せんにより 事 案 解 決 を 図 っ て 参 り たい と 考 えて おり ます。</p>	
<p>22 幼稚園、 小 ・ 中 ・ 高等 学校 の 各 年 齢 おう しょう しゃ りかい がくしゅう じかん に 応 じ、 障 がい者 を 理解 する 学 習 時 間 を と い ほ ちい ころ しょう しゃ 採り 入れて 欲しい。 小 さい 頃 から 障 がい者</p>	<p>しょう せいとう しょう せい 障 がいのある 生徒等 と 障 がいのない 生 と とう きやうどうがくしゅう た とうりゆう きかい 徒等 の 共 同 学 習 や その 他 交 流 の 機 会 を せつきよくてき すいしん まい かんが 積 極 的に 推 進 して 参 り たい と 考 えて おり</p>	

	<p>とふれあっている人と、大人になり偏見をも <small>ひと しょう しゃりかい ていど ちが おも</small> って人との障がい者理解の程度は違うと思 う。</p>	<p>ます。</p>
23	<p>公共交通機関等において、天候の乱れ等 <small>こうきょうこうつう きかんとう てんこう みだ どう</small> による遅延や乗降場所の変更等のお知らせ <small>ちえん じょうこう ぼしょ へんこうとう し</small> は、高齢者や聞こえない人もいることを配慮 <small>こうれいしゃ き ひと はいりよ</small> し、視覚でも確認できるよう配慮して欲 <small>しかく かくにん はいりよ ほ</small> しい。</p>	<p>平成28年4月には「障害を理由とする差 <small>へいせい ねん がつ しょうがい りゆう さ</small> 別の解消の推進に関する法律」が施行さ <small>べつ かいしょう すいしん かん ほうりつ しこう</small> れ、事業者においては、障がいを理由と <small>じぎょうしゃ しょう りゆう</small> する差別が禁止されるとともに、合理的配慮 <small>さべつ きんし ごうりてきはいりよ</small> の提供についても努力義務とされます。 <small>ていきょう どりよくぎ む</small> 公共交通機関において、合理的配慮の提 <small>こうきょうこうつう きかん ごうりてきはいりよ てい</small> 供がなされるよう条例及び法律について <small>きぎょう じょうれいおよ ほうりつ</small> 周知して参りたいと考えております。</p>
24	<p>県の広報を始め、徳島県内の事業者の <small>けん こうほう はじ とくしまけんない じぎょうしゃ</small> 広告等には、電話番号だけでなくFaxやメー <small>こうこくとう でんわばんごう</small> ルアドレスを必ず入れることを、条例に規 <small>かなら い じょうれい き</small> 定して欲しい。</p>	<p>平成28年4月には「障害を理由とする差 <small>へいせい ねん がつ しょうがい りゆう さ</small> 別の解消の推進に関する法律」が施行さ <small>べつ かいしょう すいしん かん ほうりつ しこう</small> れ、事業者においては、障がいを理由と <small>じぎょうしゃ しょう りゆう</small> する差別が禁止されるとともに、合理的配慮 <small>さべつ きんし ごうりてきはいりよ</small> の提供についても努力義務とされます。 <small>ていきょう どりよくぎ む</small> 合理的配慮の提供がなされるとともに、 <small>ごうりてきはいりよ ていきょう</small> 障がいの特性に応じた多様な情報提供 <small>しょう とくせい おう たよう じょうほうていきょう</small> 手段が確保されるよう、県はもとより事業 <small>しゅだん かくほ けん じぎょう</small> 者に対しても条例や法律について周知し <small>しゃ たい じょうれい ほうりつ しゅうち</small> て参りたいと考えております。</p>
25	<p>町中に文字や絵を使った案内があると良 <small>まちなか もじ え つか あんない よ</small> いと思う。</p>	<p>御意見については、今後の施策を進める上 <small>ごいけん こんご しさく すず うえ</small> で参考とさせていただきます。</p>
26	<p>字幕入りの映画は決まった期間・時間しか <small>じまくい えいが き きかん じかん</small> 上映されていないので、いろいろな時間帯 <small>じょうえい じかんだい</small> 等にも上映して欲しい。</p>	<p>平成28年4月には「障害を理由とする差 <small>へいせい ねん がつ しょうがい りゆう さ</small> 別の解消の推進に関する法律」が施行さ <small>べつ かいしょう すいしん かん ほうりつ しこう</small> れ、事業者においては、障がいを理由と <small>じぎょうしゃ しょう りゆう</small> する差別が禁止されるとともに、合理的配慮 <small>さべつ きんし ごうりてきはいりよ</small> の提供についても努力義務とされます。 <small>ていきょう どりよくぎ む</small> 合理的配慮の提供がなされるとともに、 <small>ごうりてきはいりよ ていきょう</small> 障がいの特性に応じた多様な情報提供 <small>しょう とくせい おう たよう じょうほうていきょう</small> 手段が確保されるよう、事業者に対し条 <small>しゅだん かくほ じぎょうしゃ たい じょう</small> 例や法律について周知して参りたいと考 <small>れい ほうりつ しゅうち まい かんが</small> えております。</p>
27	<p>病院等の様々な受付に聴覚障がい者 <small>びょういんとう さまざま うけつけ ちょうかくしょう しゃ</small> でも分かるよう、バイブ付きの機械を準備 <small>わ つ きかい じゅんび</small> し、呼び出せるようになると良いなと思う。</p>	<p>平成28年4月には「障害を理由とする差 <small>へいせい ねん がつ しょうがい りゆう さ</small> 別の解消の推進に関する法律」が施行さ <small>べつ かいしょう すいしん かん ほうりつ しこう</small> れ、事業者においては、障がいを理由と <small>じぎょうしゃ しょう りゆう</small> する差別が禁止されるとともに、合理的配慮 <small>さべつ きんし ごうりてきはいりよ</small> の提供についても努力義務とされます。 <small>ていきょう どりよくぎ む</small> 合理的配慮の提供がなされるとともに、</p>

		<p>障 がい の 特 性 に 応 じ た 多 様 な 情 報 提 供 手 段 が 確 保 さ れ る よう、 事 業 者 に 対 し 条 例 や 法 律 に つ い て 周 知 し て 参 り た い と 考 え て お り ま す。</p>
28	<p>概 要 を 読 ん だ が、 抽 象 的 だ と 思 う。 も と と 具 体 的 に 規 定 し て 欲 し い。</p>	<p>御 意 見 に つ い て は、 条 例 を 制 定 す る 上 で 参 考 と さ せ て い た だ き ま す。</p>
29	<p>自 立 と 社 会 参 加 を 更 に 推 進 し て い た だ き あり が た い。</p>	<p>条 例 の 趣 旨 に 御 理 解 い た だ き あり が た う ご ざ い ま す。</p>
30	<p>重 度 の 肢 体 障 害 者 に と っ て は 社 会 参 加 より 前 に、 基 本 的 な 生 活 が ま ま な ら な く な っ て い る。 次 の 事 項 が 解 消 で き る よ う な 条 例 に し て ほ し い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市 バ ス の 民 営 委 託 に よ り 低 床 バ ス の 利 用 が し に く く な っ て い る。 ・ バ リ ア フ リ ー 公 営 住 宅 が 不 足 し て い る ・ 重 度 の 障 害 者 が 利 用 で き る ケ ア ホ ー ム が 不 足 し て い る。 ・ ホ ー ム ヘ ル パ ー が 高 齢 化 で 不 足 し て い る。 ・ 生 活 介 護 で の リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 枠 が 不 足 し て い る。 	<p>御 意 見 に つ い て は、 今 後 の 施 策 を 進 め る 上 で 参 考 と さ せ て い た だ き ま す。</p>
31	<p>障 がい 者 に つ い て の 法 整 備 は 整 い つ つ ある の か も 知 れ な い が、 そ の 障 がい 者 を 産 み 育 て て い る 親 た ち に つ い て も、 フ ォ ロ ー し て ほ し い。</p> <p>子 供 達 が 療 育 等 に 行 く た め に 親 (特 に 母 親) は 仕 事 を 辞 め た り、 再 就 職 し た く て も で き な い。 病 児 保 育 に 障 がい 児 (病 気 の ある 子) た ち が 通 え る よ う に な れ ば、 親 た ち は 働 く こ と も で き る だ ろ う し、 引 き こ も り う つ 状 態 に な る こ と も 少 な く な る の で は な い か。</p>	<p>障 がい の ある お 子 様 へ の 支 援 と し て は、 児 童 発 達 支 援 や 放 課 後 等 デ イ サ ー ビ ス な ど が ご ざ い ま す。 ま た、 中 央 こ ど も 女 性 相 談 セ ン タ ー、 南 部 こ ど も 女 性 相 談 セ ン タ ー、 西 部 こ ど も 女 性 相 談 セ ン タ ー な ど に お い て、 障 がい 児 の 相 談 支 援 を 行 っ て お り ま す。</p> <p>発 達 障 がい に つ い て は、 発 達 障 がい 者 総 合 支 援 セ ン タ ー に お い て、 ペ ア レ ン ト ・ ト レ ー ニ ン グ 事 業 な ど も 実 施 し な が ら、 保 護 者 の 方 へ の 相 談 支 援 を 行 っ て お り ま す。</p> <p>御 指 摘 の と お り、 障 がい の ある お 子 様 を 持 つ 保 護 者 の 方 を 全 般 的 に 支 援 し て い く 仕 組 み や、 病 児 保 育 に 関 す る 制 度 に つ い て は、 今 後 の 課 題 だ と 考 え て お り ま す。 御 意 見 に つ い て、 今 後 の 施 策 を 進 め る 上 で 参 考 と さ せ て い た だ き ま す。</p>
32	<p>自 分 で 自 立 し て 生 活 で き る 方 に 対 す る フ ォ ロ ー ば か り が よ く 目 に 付 く。 自 分 で は 何 も で き な い 程 の 障 がい や 病 気 の ある 子 供 た</p>	<p>御 意 見 に つ い て は、 今 後 の 施 策 を 進 め る 上 で 参 考 と さ せ て い た だ き ま す。</p>

	ちが、どれだけ多くいるのかをもっと知ってほしい。	
33	障がい児のフォローは、ひのみね療育センターへと言われていますが、県南や県西の方たちは何時間かかけて通わないといけません。車に乗れない母親たちは通うことを断念している方もいます。	発達障がいの相談については、県内五ヶ所で移動相談室を開催するとともに、平成27年5月に、発達障がい者総合支援センターの新たな拠点として、県西部に「発達障がい者総合支援センター アイリス」を開設いたしました。こちらのご利用も御検討くださいますようお願いいたします。
34	必要な支援は、その時々で変わってゆく。しかし、役場に相談に行っても顔や相談内容も覚えられておらず、一から説明し、情報を得られます。教えてもらっていない情報も多い。必要な情報を小出しにするのではなく、支援等に関する情報提供の場(サーブिस)を充実させてほしい。	県においては、国や県における障がい福祉施策や制度の概要をまとめた「障がい者(児)福祉のしおり」を毎年度発行し、情報の周知に努めているところです。御意見については、今後の施策を進める上で参考とさせていただきますとともに、機会を捉え、市町村にお伝えします。
35	差別等に関する万全な相談体制を構築するため、専門相談員には障がい者差別の問題に詳しい法律の専門家や大学など研究機関の先生等にも委嘱してほしい。調整委員会も同様に弁護士等の専門家を任命してほしい。	差別や合理的配慮の提供等に関しての相談や助言・あっせんについての審議等が適切に行われるよう、専門的な見識を持つ専門相談員や調整委員会の委員を任命いたします。
36	障がいのある人の移動に対する支援では、まず県庁自らが手本となるべく、県庁周辺を含めた県庁舎のバリアフリー化対策を至急実施してほしい。	御意見については、今後の施策を進める上で参考とさせていただきます。
37	差別の禁止及び合理的配慮に関する啓発等では、具体的な差別事例や合理的配慮の事例を示し、県職員をはじめ県民等への研修や講演会を実施してほしい。	御意見については、今後の施策を進める上で参考とさせていただきます。
38	3年または5年を目処に見直し可能な条例としてほしい。	御意見については、今後の施策を進める上で参考とさせていただきます。
39	それぞれの障害者の特性に応じて避難しやすいように、予行訓練を行うなど、災害時の障害者の対処法は予め準備できているのか。	徳島県地域防災計画における「要配慮者」は、自力による避難が困難であったり、災害情報の伝達に配慮すべき点があることなどから、浸水や土砂災害等の情報伝達や避難対策などが重要」との認識のもと、県においては「災害時要援護者支援対策マニュアル」を作成するとともに、各市町村

		<p>たい ひなんこうどうようし えんしゃめいぼ せいび に対し「避難行動要支援者名簿」の整備を うなが しょう しゃ さいがいじ たいさく つと 促し、障がい者の災害時の対策に努めて こんご ぼうさいぶきょく しちようそん れんけい います。今後も防災部局や市町村と連携 たいさく こう まい かんが しながら、対策を講じて参りたいと考えて おります。</p>
40	<p>にちじょうせいかつ しょうがいしゃ いっしょ と 日常生活において、障害者と一緒を取 くみ きかい ほんん ちゅうがく ころ り組む機会は殆どない。中学の頃、ダウ しょう かた しょうたい いっしょ うんどうかい おこな ン症の方を招待し、一緒に運動会を行 きかい もう った。そのような機会を設けるべきではない か。</p>	<p>しょう せい とどう しょう せい 障がいのある生徒等と障がいのない生 と どう きょうどうがくしゅう たこうりゅう きかい 徒等の共同学習やその他交流の機会を せつきよくてき すいしん まい かんが 積極的に推進して参りたいと考えており ます。</p>
41	<p>じぶんじしん じぶん こども しょうがい かか か 自分自身や自分の子供が障害を抱える可 のうせい とうじしゃ 能性はゼロではない。当事者になってははじめ き つ おお しょうがいしゃ も かぞく て気が付くことが多い。障害者を持つ家族 のコミュニケーションを深めることも大切な ふか たいせつ はずであり、そういう場を県が提供したり、 べ けん ていきょう その活動をもっと広めてほしい。 おな ひとり にんげん おな とくしま 同じ一人の人間として、そして同じ徳島 けんみん しょうがい ひと かぞく す 県民として障害をもつ人とその家族が住み ねが よい暮らしができるよう願っている。</p>	<p>すべ けんみん しょう うむ 「全ての県民が、障がいの有無にかかわ ひと きほんてきじんけん きょうゆう らず、等しく基本的人権を共有するかけが こじん そんちよう えのない個人として尊重される」という きほんりねん とく まい 「基本理念」のもと、取り組んで参ります。 ごいけん じょうれい せいいてい うえ さん 御意見については、条例を制定する上で参 こう 考とさせていただきます。</p>
42	<p>じょうれい しゅし さんどう 条例の趣旨に賛同する。 じょうれい じつこうせい けんみん り 条例を実効性あるものとするには、県民理 かいそくしん つぎ とりくみ ひつよう かんが 解促進のために、次の取組が必要と考 える。 けんみん り かいそくしん がっこう じゅぎょう なか 県民理解促進として、学校の授業の中で、 しょう しゃ こうりゅうきかい しょう 障がい者との交流機会をつくるなど、障 ひと ひと しゃかい がいのある人もない人も暮らしやすい社会と するのために、自分たちができることを考 える場も必要ではないか。 ば ひつよう また、大人に対しても障がい者の方 おとな たい しょう しゃ かた に向けたフォローをすると良いか等、分 ばめん よ どう わ かっていない人も多い。県の広報誌等 ひと おお けん こうほうしどう しゅう で周知が必要ではないか。</p>	<p>じょうれい しゅし ごりかい 条例の趣旨に御理解いただきありがと しょう うございます。障がいのある生徒等と障 せい とどう しょう がいのない生徒等の共同学習やその他交 せい とどう きょうどうがくしゅう たこう 流の機会を積極的に推進して参りたいと りゅう きかい せつきよくてき すいしん まい かんが 考えております。</p>
43	<p>しょうがいしゃ こよう しょくば しょうがいしゃ 障害者を雇用する職場には、障害者 しょくぎょうせいかつそうだんいん けんしゅう 職業生活相談員がいる。しかし、研修 う しょうがいしゃしょくぎょうせいかつそうだんいん を受けただけの障害者職業生活相談員 しょうがいしゃ しょくば かいぜん あつ き に障害者のための職場改善などの熱い も しょうがいしゃしょくぎょうせいかつそうだんいん 気持ちはない。障害者職業生活相談員に どうじしゃ どうじしゃ かか かぞく は、当事者と当事者を抱える家族がなるべ しょうがい とくせい おう はいりよ しょくば たい き。障害の特性に応じた配慮を職場に対</p>	<p>にんいじょう しょう じゅうぎょういん はたら 5人以上の障がいのある従業員が働 じぎょうしょ しょうがいしゃ こよう いている事業所では、「障害者の雇用の そくしんとう かん ほうりつ こうせいろうどうしょう 促進等に関する法律」により、厚生労働省 さだ しかく ゆう じゅうぎょういん が定める資格を有する従業員のうちから しょうがいしゃしょくぎょうせいかつそうだんいん せんになん しょく 障害者職業生活相談員を選任し、職 ぎょうせいかつぜんばん そうだん しどう おこな 業生活全般における相談・指導を行うよ ぎむ しょうがいしゃしょくぎょうせい う義務づけられています。障害者職業生</p>

	<p>して代弁することを求める。障害者雇用だけが目的ではなく、障害者のために働きやすい環境を作るのが相談員の仕事ではないか。</p>	<p>活相談員の認定講習については、全国の高年齢・障害・求職者雇用支援機構の各支部が実施をしております。御意見の趣旨は機会を捉え、所管省庁にお伝えします。</p>
44	<p>聴覚障害者にとって、一番困るのが病院に行く時だと聞く。何時どこの病院に行っても、手話通訳による診察説明が受けられるようするべきではないか。</p>	<p>御意見については、今後の施策を進める上で参考とさせていただきます。</p>
45	<p>手話通訳奉仕員養成講座や手話通訳者養成講座などを大々的に宣伝して、手話を覚えたい人が学べる環境を作りたい。</p>	<p>初めて手話を学ばれる方のために、市町村において「手話奉仕員養成講座」を開催しています。また、市町村の手話奉仕員養成基礎課程を修了された方、又はそれと同等の知識を有する方に対しては、県主催の「手話通訳者養成講座」を実施しています。今後、より多くの方に受講していただけるよう広報に努めて参ります。</p>
46	<p>来年はろうあ者大会が徳島で開催される。テレビなどで報道し、徳島であることを啓発すべきではないか。</p>	<p>御意見については、今後の施策を進める上で参考とさせていただきます。</p>
47	<p>「情報アクセス・コミュニケーションの支援」の「支援」とは、誰がどの様に提供、促進、もしくは確保するのか。</p>	<p>県が障がいのある人の情報の取得及び意思疎通を支援していくとともに、県民や事業者においても、障がいの特性に応じた多様な情報提供手段等が普及されるよう必要な施策を進めて参ります。</p>
48	<p>機器による情報支援だけではなく、聞こえない者の立場で人的な支援を活用する観点から「支援を利用する機会を確保するため必要な措置を講ずる」というように、具体的に明示すべきではないか。 公的機関における手話通訳者の設置・配置が進まない要因となっているのは、聞こえない者だけの責任で手話通訳者等を活用せざるを得ない状況であることである。コミュニケーションが図れないことは、双方の問題あり、聞こえない当事者の見方や考えではなく、聞こえる側にも支援を受ける立場であることを認識しなければならないと考える。県民に示すためには、県知事が率先し</p>	<p>「情報の取得及び意思疎通に関する支援は、障がいのある人となない人の双方が、利益を享受する主体である」という「基本理念」のもと、取り組んで参ります。御意見については、条例を制定する上で参考とさせていただきます。</p>

	<p>て手話通訳者等を利用もしくは活用する 状況を作らなければならないと考える。 字幕や手話通訳がついた議会も実現してほ しいです。そこからがスタートではないか。</p>	
49	<p>情報アクセスについて、言語的バリアフ リーをではなく、当初から言語的ユニバーサ ルデザインを施してはじめて「他の者との 平等を基礎として」対等となるものと考 える。東日本大震災のように災害が発生 してから情報保障を考えるのでは遅すぎ る。病院での呼び出しなど、音声を前提 条件とした設備が、私たち聞こえない者 を不安にさせ、戸惑い、苛立ちを増幅させ る要因となっている。</p>	<p>「言語（手話も含む。）その他の意思疎通 のための手段について可能な限り、選択の 機会を確保するとともに、拡大を図る」と いう「基本理念」のもと、取り組んでいくと ともに、障がい者の災害時の対策について、 今後も防災部局等と連携しながら、対策 を講じて参りたいと考えております。御意 見については、施策を進める上で参考とさ せていただきます。</p>
50	<p>徳島新聞に掲載される「県庁だより」 を見ると、電話番号のみ掲示されており、 連絡したくても聞こえないため利用できな い。条例に処罰規定が必要ではないか。</p>	<p>県政に関する情報が、障がいのある人 に配慮した形態や手段等によって情報提 供が行われるよう努めて参りたいと考 えております。</p>